

ジャパンパビリオンに係るよくあるご質問

日本貿易振興機構（JETRO）

農林水産食品部 事業推進課 海外事業チーム

2025 年 10 月

目次

《STEP 1 申し込みについて》	4
Q1： STEP 1 が完了したが、これで申し込みが完了したということか。	4
《STEP 2 申し込みについて》	4
Q1： STEP 2 の連絡が届かない。いつ届くのか。	4
Q2： Japan Street に登録した商品を修正したい。	4
Q3： Japan Street に商品を新規申し込みした/修正したが、反映された内容はどこから確認できるのか。	4
Q4： Japan Street に本見本市に出展しない商品が掲載されている。	4
Q5： Japan Street にはいつでも登録ができるのか。	4
《STEP3 申し込みについて》	5
Q1： STEP3 の連絡が届かない。いつ届くのか。	5
Q2： 本事業に、食品（例：わさび）と併せて使われる調理器具（例：わさびおろし器）を申し込むことができるのか。	5
Q3： 申し込みの時点で出品商品が決まっていないが、どうすればいいか。	5
Q4： 申し込み後に追加で出品したい商品が出てきた。どうすればいいか。	5
Q5： ジャパンパビリオン申し込みフォームで回答を送信したが、内容を修正したい。	5
《STEP4 申し込みについて》	5
Q1： STEP4 の連絡が届かない。いつ届くのか。	5
Q2： 出品申込書・承諾書に代表者印をもらうことが難しい。	6
Q3： 出品申込書・承諾書を1部のみ送付してしまった。	6
Q4： 提出が間に合わない。	6
《代表出品者と孫出品者について》	6
Q1： 代表出品者と孫出品者の定義を知りたい。	6
Q2： 代表出品者はどの申し込み手続きに対応すればいいか。	6
Q3： 孫出品者はどの申し込み手続きに対応すればいいか。	6
Q4： 孫出品者には採択/不採択通知は送られるのか。	6
《採択/不採択について》	7
Q1： 採択/不採択通知はどこに送られるのか。	7
Q2： 採択後は何を行えばいいのか。	7
Q3： 不採択になった理由を教えてください。	7
《出品料について》	7
Q1： 社団法人や公益法人、個人事業主は中小企業料金が適用されるか。	7
Q2： 代表出品者の支払いが一般料金の半額になるよう、不採択企業が出た場合に孫出品者の中小企業の割合が 2/3 未満にならないように採択企業を調整できないか。	

.....	7
Q3： 代表出品者が大企業、孫出品者の 2/3 以上が中小企業の場合は一般料金になるか。	7
《その他》	7
Q1： 申込途中で担当者が変わったため、連絡先を変更したい。	7
Q2： Japan Street 事務局への問い合わせ方法がわからない。電話番号が見当たらない。	8
Q3： 申込期日を過ぎたが申込できないか。	8
Q4： どの STEP を登録すべきか分からない。	8

《STEP 1 申し込みについて》

Q1： STEP 1 が完了したが、これで申し込みが完了したということか。

A1： STEP1～STEP4 を全て完了した時点で申し込みが完了となります。

《STEP 2 申し込みについて》

Q1： STEP 2 の連絡が届かない。いつ届くのか。

A1： STEP1 登録完了次第、STEP1 で登録されたメールアドレスへ、STEP2 のご案内が記載された自動応答メールが送付されます。また Japan Street に今回初めて登録される方には、STEP1 登録完了後 3 営業日以内に、貴社専用のマイページが記載された STEP 2 ご案内メールを別途送付いたします。

Q2： Japan Street に登録した商品を修正したい。

A2： STEP1 登録完了後の自動応答メールまたは、Japan Street に今回初めて登録される方向けの STEP2 ご案内メールに記載されているマイページから随時修正が可能です。修正の反映には 2 営業日ほど時間をいただく場合がございます。

Q3： Japan Street に商品を新規申し込みした/修正したが、反映された内容はどこから確認できるのか。

A3： 反映後の商品情報は、STEP1 登録完了後の自動応答メールまたは、Japan Street に今回初めて登録される方向けの STEP2 ご案内メールに記載されているマイページから確認可能です。修正の反映には 2 営業日ほど時間をいただく場合がございます。

Q4： Japan Street に本見本市に出展しない商品が掲載されている。

A4： Japan Street に登録された商品のうち、STEP3 ジャパンパビリオン申込フォーム登録で出品申込されたものが本見本市で出展できる商品となります。そのため、本見本市に出品しない商品が Japan Street に登録されていても、Japan Street から削除いただく必要はございません。

Q5： Japan Street にはいつでも登録ができるのか。

A5： Japan Street には一年中商品を登録いただけます。ただし、本見本市へ出展を希望される商品については、STEP3 ジャパンパビリオン申込フォーム登録の期日までにご登録ください。

《STEP3 申し込みについて》

Q1： STEP3 の連絡が届かない。いつ届くのか。

A1： STEP1 の自動応答メールから、STEP3 ジャパンパビリオン申込フォーム登録のリンクをご確認いただけます。

Q2： 本事業に、食品（例：わさび）と併せて使われる調理器具（例：わさびおろし器）を申し込むことができるのか。

A2： 本事業では「出品物が現地で販売可能な日本産農林水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農林水産物・食品であること（募集案内書の「出品の要件」1 より）」と定めております。農林水産物・食品以外の申し込みはご遠慮ください。

Q3： 申し込みの時点で出品商品が決まっていないが、どうすればいいか。

A3： 申し込み時点で最大限出品商品を記載いただくようお願いいたします。申し込みいただいた商品で出展の可否を審査いたします。出品可能性が高い商品を申込ください。

Q4： 申し込み後に追加で出品したい商品が出てきた。どうすればいいか。

A4： 申し込みフォームの登録内容は審査に用いるため、全出品商品の登録をお願いしています。万が一ジャパンパビリオン申し込みフォームの提出完了後に出品を希望される商品がありましたら、会期までに（※）Japan Street に商品情報をご登録いただき事務局までお知らせください。

（※）見本市によって異なります。詳しくは、出品案内書をご確認ください。

Q5： ジャパンパビリオン申し込みフォームで回答を送信したが、内容を修正したい。

A5： 軽微な修正であれば、メールにて修正前・修正後の情報をお知らせください。修正箇所が多い場合は、再度ジャパンパビリオン申し込みフォームへご回答いただき、2 度目の提出が正式である旨を事務局までお知らせください。修正は STEP3 ジャパンパビリオン申込フォーム登録の期日までにご連絡・ご登録ください。

《STEP4 申し込みについて》

Q1： STEP4 の連絡が届かない。いつ届くのか。

A1： 当該見本市の募集 HP や STEP1 の自動応答メールから、STEP4 出品申込書・承諾書をダウンロードいただけます。

Q2： 出品申込書・承諾書に代表者印をもらうことが難しい。

A2： 原則は代表者印の押印をお願いしておりますので、数日の期日超過で代表者印を押印できる場合はその旨を事務局までご連絡いただき、併せて代表者印が押されていない出品申込書・承諾書の PDF をメールで送付ください。万が一代表者印の押印が困難な場合は、代表権限を委譲する旨のメモ（付箋）を出品申込書・承諾書に貼付ください。

Q3： 出品申込書・承諾書を 1 部のみ送付してしまった。

A3： 事務局までメールでご一報のうえ、追加で 1 部送付ください。

Q4： 提出が間に合わない。

A4： 万が一提出が間に合わない場合は、出品申込書・承諾書の PDF を事務局までメールで送付いただくと共に、速やかに郵送をご手配ください。

《代表出品者と孫出品者について》

Q1： 代表出品者と孫出品者の定義を知りたい。

A1： 出展企業を取りまとめる自治体・業界団体を代表出品者、代表出品者の傘下で出品する企業・団体を孫出品者としております。代表出品者の要件は出品案内書の「出品形態について」をご覧ください。

Q2： 代表出品者はどの申し込み手続きに対応すればいいか。

A2： STEP1, 3, 4 のご対応を必ずお願いいたします。STEP2 Japan Street への商品登録は、代表出品者も自社商品を陳列し、商談を行う場合は対応必須となります。出品申込書・承諾書は、孫出品者の小間数も含めて記載ください。

Q3： 孫出品者はどの申し込み手続きに対応すればいいか。

A3： STEP1, 2, 3 は全てご対応ください。STEP4 出品申込書・承諾書の提出は代表出品者が行いますのでご対応いただく必要はございません。

Q4： 孫出品者には採択/不採択通知は送られるのか。

A4： 孫出品者の採択/不採択は代表出品者へお送りします。代表出品者から孫出品者へご連絡をお願いいたします。

Q5： 自身は商社であり、採択決定後に、出品商品の製造企業のうち自社ブースで一緒に立っていただける製造企業を決定したい。

A5：貴社が商社である場合も、貴社は代表出品者、製造企業は孫出品者としてご登録が必要です。申込時点で現地渡航される製造企業を決定し、お申込みいただってください。代表出品者は、出品物の可否はどちらでも構いません。

《採択/不採択について》

Q1：採択/不採択通知はどこに送られるのか。

A1：STEP3で登録いただいたメールアドレスへお送りいたします。

Q2：採択後は何を行えばいいのか。

A2：採択通知後3週間～2か月ほどで請求書をお送りいたします。期日までの振り込みをお願いいたします。その他出品にあたりご対応が必要な事項につきましては、出品者通信を随時お送りいたしますので今しばらくお待ちください。

Q3：不採択になった理由を教えてください。

A3：出品案内書に記載の通り、選考の詳細や不採択の理由は回答致しかねます。なお、審査の基準は出品案内書「出品者の選考について」に記載していますのでご参照ください。

《出品料について》

Q1：社団法人や公益法人、個人事業主は中小企業料金が適用されるか。

A1：適用されます。

Q2：代表出品者の支払いが一般料金の半額になるよう、不採択企業が出た場合に孫出品者の中小企業の割合が2/3未満にならないように採択企業を調整できないか。

A2：採択は出品案内書「出品者の選考について」に記載している内容に則り審査を行います。採択企業の調整は行いませんのでご了承ください。

Q3：代表出品者が大企業、孫出品者の2/3以上が中小企業の場合は一般料金になるか。

A3：一般料金となります。

《その他》

Q1：申込途中で担当者が変わったため、連絡先を変更したい。

A1：メールアドレスの変更につきましては、HPや出品案内書に記載の事務局までメールでお

知らせください。

Q2： Japan Street 事務局への問い合わせ方法がわからない。電話番号が見当たらない。

A2： Japan Street 事務局へのお問い合わせは、STEP1 の自動応答メールや、Japan Street に今回初めて登録される方に送られる STEP2 ご案内メールに記載されているお問い合わせフォームよりご質問ください。Japan Street 事務局では電話対応はしていません。

Q3： 申込期日を過ぎたが申込できないか。

A3： 申込期日を過ぎてからのお申込みは受け付けておりません。ジャパンパビリオン外で単独出展できる可能性はございますので、単独出展の受付有無を主催者へご確認ください。

Q4： どの STEP を登録すべきか分からない。

A4：登録が必要となる STEP は出品形態によって異なります。以下の表を参照いただき、申込を進めてください。

	STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
	企業情報の登録	Japan Street への 商品登録	ジャパンパビリオン 申込フォームへの 登録	出品申込書・ 承諾書の郵送
単独出品者	○	○	○	○
代表出品者	○	△ (出品商品のない 代表出品者は登録 不要)	○	○
孫出品者	○	○	○	×

その他、ご不明な点がございましたら各見本市のメールアドレスにご連絡いただくか、下記までご連絡ください。

日本貿易振興機構 (JETRO)
農林水産食品部 事業推進課 海外事業チーム
03-3582-5546

